

制度

第10特別弔慰金の請求はお済みですか？

特別弔慰金とは、国が戦没者等の遺族に対して戦後70周年の節目をとらえて国として弔慰の意を表すため、支給しているものです。

●支給対象／平成27年4月1日において、戦没者にかかる公務扶助料・遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

(支給順位)

- 1、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2、戦没者などの子
- 3、戦没者などと生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹。ただし、平成27年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除く。
- 4、前述3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 5、前述1から4以外の三親等内の親族。ただし戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた方のみ。

※特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者などの死亡当時の遺族（生ま

れていたこと）が要件となります。なお、子については戦没者などの死亡当時の胎児も含まれます。

●支給内容／額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期間／平成30年4月2日まで

●請求手続きの窓口／金屋庁舎やすらぎ福祉課、清水行政局住民福祉室

※すでに平成27年4月1日以降に第10回特別弔慰金を請求されている方は該当しませんのでご注意ください。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

NOSA-I和歌山中部から果樹共済のご案内

果樹共催は、掛け金の半分を国が負担し、農家の皆さまが自然災害などで受けた損害を補てんする公的保険制度です。詳しくは、NOSA-I和歌山中部までお問い合わせください。

問NOSA-I和歌山中部本所

☎093-5121

募集

健康推進員養成講座受講者募集

有田川町では、和歌山県健康推進員養成事業を受け、平成28年度健康推進員養成講座を実施します。

※健康推進員とは、家族や地域住民への「健康づくり」に関する啓発活動を担う人のことをいいます。

※講座は、1回目または2回目 whichever づれかを受講していただきます。

●1回目

・日時／7月6日(水)、7月20日

(水) 13時30分～16時30分

・場所／有田市文化福祉センター

●2回目

・日時／8月4日(木)、8月25日

(木) 13時30分～16時30分

・場所／有田振興局会議室

●募集人数／24人

●申込締め切り日／5月31日(火)

申問金屋庁舎健康推進課

介護職員初任者研修課程(旧ホームヘルパー2級)受講生募集

さまざまな介護ニーズに対応できるように、介護に必要な基本知識と技術を持つ介護職員養成のため、介護職員初任者研修課程を実施します。

●受講期間／6月15日(水)～7月25日(月)のうち、平日9時～17時

●受講場所／きび保健福祉センター

(講義)・クオリティライフ和歌山(実技)

●受講定員／20人

●受講対象者／18歳～65歳の健康な方

●受講料／2万9800円(教材別、有田川町在住の方)

●申し込み

●受付期間／6月10日(金)まで(定員に達し次第締め切り)

●申し込み方法／受講申請書に必要事項を記入し、印鑑・本人確認書類をご持参の上、提出してください。

※受講申請書は社会福祉協議会総務課で配布しているほか、社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

申問福祉法人有田川町社会福祉協議

会総務課 ☎093-5755